

《仙台青葉学院短期大学 研究活動における行動規範》

仙台青葉学院短期大学は、学術研究の信頼性と公正性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的責任を果たすため、本学の研究活動に関わるすべての者を対象として以下の行動規範を定める。

1. 法令の遵守

研究の実施、研究費の使用にあたり、関連法令や関連規則等を遵守する。

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。

2. 研究活動

研究費の源泉が、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを常に認識して、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守し、その適正使用に努める。

研究者は、研究・調査データや資料等を適切に管理し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

また、研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者のコミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

3. 他者との関係

研究者は、研究活動において守秘義務を厳守し、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。また、研究過程において入手した個人情報の保護に努める。

4. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動において人種、性、地位、思想、宗教等により個人を差別せず、公正に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。

5. 利益相反

研究者は、研究、審査、評価等において、個人と組織または異なる組織間の利益の相反に十分注意を払い、公共性に配慮し適切に対応する。また、他の研究者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

6. 不正行為の是正

研究者は、不正行為があった場合、その是正に努める。また、不正行為が現に行われ、もしくは不正行為が行われたことを知った時は、それを放置せず適切な措置をとる。

7. 研究支援者の責任

事務職員等、研究者の研究活動を支援する者は、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等にあたっては、法令や関係規則を理解・遵守し、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

附 則 この規範は、平成27年7月22日から施行する。